

2025 年 2 月 18 日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付けで、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○パブリックコメントの募集について

「非上場有価証券特例仲介等業務に関する自主規制規則等の一部改正案について」

募集期間： 2025 年 2 月 18 日（火）から 2025 年 3 月 19 日（水）17:00 まで

所 管： 自主規制企画分科会、エクイティ分科会、公社債分科会

内 容： 本協会では、令和 6 年改正金融商品取引法により新たに規定された「非上場有価証券特例仲介等業務」を「特定業務会員」の対象業務に追加する定款改正を行ったことを踏まえ、当該業務に係る自主規制規則等の適用関係を明確化するとともに、当該業務に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から未発行店頭有価証券の取引規制を緩和するため、所要の整備を図ることとした。

あわせて、当該業務の内部管理に従事する者等に求める資格を取扱商品に対応したものとするとともに、特定業務会員における定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務の内部管理に従事する者等についても同様の措置を講じるため、所要の整備を図ることとした。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合： 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会自主規制企画部 あて

専用フォームの場合： <https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=14>

○本件に関するお問い合わせ先：

<別紙 1、2、4～8、15> 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

<別紙 3、9> 規律審査部（TEL 03-6665-6778）

<別紙 10～13> エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）

<別紙 14> 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る 自主規制規則等の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 趣旨

令和 6 年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務（以下「非上場有価証券特例仲介等業務」という。）のみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和する特例が新設されたことを受け、本協会では、「特定業務会員」の対象業務に非上場有価証券特例仲介等業務を追加する定款改正を行ったところである¹。

今般、非上場有価証券特例仲介等業務に係る本協会の自主規制規則等の適用関係を明確化するとともに、非上場有価証券特例仲介等業務に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から未発行店頭有価証券の取引規制を緩和するため、所要の整備を図ることとする。

あわせて、非上場有価証券特例仲介等業務の内部管理に従事する者等に求める資格を取扱商品に対応したものとするとともに、特定業務会員における定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務の内部管理に従事する者等についても同様の措置を講じるため、所要の整備を図ることとする。

II. 骨子

1. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について【別紙 1】

本規則の適用対象となる特定業務会員の「特定業務」の範囲に定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を追加する。（第 1 条）

2. 「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について【別紙 2】

本規則の準用規定（自己資本規制比率に関する規定を除く。）の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を追加する。（第 4 条第 1 項）

3. 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について【別紙 3】

(1) 特定業務会員の内部管理統括責任者が内部管理を担当する「特定業務」の範囲に定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を追加する。（第 3 条第 2 項）

(2) 定款第 5 条第 2 号ロ又は同号ニに掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者並びに同業務を行う営業単位の営業責任者及び内部管理責任者の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験等の合格者に限ることとする。

（第 6 条第 4 項、第 11 条第 3 項、第 14 条第 3 項）

¹ 「非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に伴う「定款」等の一部改正について」（2025 年 2 月 10 日）
<https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/index.html>

- (3) 定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。 (第7条第1項)
- (4) 定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員について、努力義務の内容を定める。 (第7条第2項)
- (5) 本協会に新たに加入する定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務を行う特定業務会員に対する「協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例」の適用につき、当該特定業務会員の内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかの者の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。 (第19条第2項)

4. 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について【別紙4】

本規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (前文)

5. 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について【別紙5】

本規則の準用規定の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第14条第1項)

6. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について【別紙6】

「従業員」の定義における「特定業務」の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条第6号ロ)

7. 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について【別紙7】

本指針の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第1条)

8. 「協会における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について【別紙8】

本協会の個人情報等に関する業務の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条)

9. 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について【別紙9】

個人情報相談室における個人情報等の取扱いに関する苦情処理の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条第1項)

10. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について【別紙10】

- (1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。 (新第2条第1号の2)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第2号、第3号、第3条の2第7項、第4条第4項、第4条の2第4項、第6条第7項、第8項、第9条～第12条、第14条～第16条)

(3) 未発行店頭有価証券の店頭取引を禁止する規定について、一定の要件を満たす場合を除外する。(第13条第3項)

11. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について【別紙11】

特別会員に委託を行う者に定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を追加する。(第20条)

12. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について【別紙12】

(1) 「会員等」の定義に含まれる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。(第2条第3号)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。(第3条)

(3) 反社会的勢力の排除に関する一部の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う者に限ることとする。(第21条)

(4) その他所要の整備を図る。

13. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について【別紙13】

(1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。(新第2条第3号の2)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第4号、第3条、第4条第1項、第20条～第24条、第32条第1項、第2項)

(3) 未発行店頭有価証券の店頭取引を禁止する規定について、一定の要件を満たす場合を除外する。(第24条第3項)

14. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正について【別紙14】

(1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。(第2条第22号)

(2) 「登録PTS銘柄」、「登録PTS運営業務」、「登録PTS取引業務」及び「登録PTS運営会員」の各定義条項における「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第12号、第15号～第17号)

15. 「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について【別紙15】

本規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。(第1条)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年5月22日法律第32号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

（１） 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：2025年2月18日（火）から2025年3月19日（水）17:00まで（必着）
- ② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=14>

（２） 意見の記入要領

件名を「非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

<Ⅱ. 1.、2.、4.～8.、15.> 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

<Ⅱ. 3.、9.> 規律審査部（TEL 03-6665-6778）

<Ⅱ. 10.～13.> エクイティ市場部（TEL 03-6665-6770）

<Ⅱ. 14.> 公社債・金融商品部（TEL 03-6665-6771）

以 上

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目的） 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（目的） 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。

「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（特定業務会員に対する準用） 第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定（第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「同条第 2 項」と、第 3 条第 5 項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 第 3 条（同条第 4 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）について準用する。この場合において、規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、読み替えるものとする。 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（特定業務会員に対する準用） 第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定（第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。）は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「同条第 2 項」と、第 3 条第 5 項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 （ 同 左 ）

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（内部管理統括責任者の資格要件） 第 3 条 （ 現行どおり ） 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 （ 現行どおり ） （内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 現行どおり ） 2・3 （ 現行どおり ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）<u>（定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験）</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 （ 現行どおり ） （内部管理部门の管理職者等の資格取得） 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部门に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務に関する内部管理部门の管理職者にあつては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。	（内部管理統括責任者の資格要件） 第 3 条 （ 省 略 ） 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イ、ロ及びハに掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 （ 省 略 ） （内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務） 第 6 条 （ 省 略 ） 2・3 （ 省 略 ） 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 （ 省 略 ） （内部管理部门の管理職者等の資格取得） 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部门に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。

改 正 案	現 行
2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。<u>以下本項において同じ。</u>）について、<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）</u>となるよう努めるものとする。 （営業責任者の資格要件） 第11条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（<u>定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験</u>）の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 （ 現行どおり ） （内部管理責任者の資格要件） 第14条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（<u>定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験</u>）の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 （ 現行どおり ） （協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第19条 （ 現行どおり ） 2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第11条の3、第14条第2項から第4項まで、第14条の2又は第14条	2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）</u>となるよう努めるものとする。 （営業責任者の資格要件） 第11条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 （ 省 略 ） （内部管理責任者の資格要件） 第14条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 （ 省 略 ） （協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第19条 （ 省 略 ） 2 本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第11条の3、第14条第2項から第4項まで、第14条の2又は第14条

改 正 案	現 行
の3の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（<u>定款第5条第2号ロ若しくはニに掲げる業務を行う特定業務会員又は登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の</u>場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。 1～3 （ 現行どおり ） 3・4 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和7年●月●日から施行する。	の3の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。 1～3 （ 省 略 ） 3・4 （ 省 略 ）

「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下 線 部 分 変 更）

改 正 案	現 行
この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号 <u>ロ又はニ</u>に掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）（以下「会員等」という。）が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員等が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号 <u>ロ</u>に掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）（以下「会員等」という。）が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員等が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（特定業務会員への適用） 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イ、ハ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。 2 特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規定は、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に定めるところによるものとする。 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（特定業務会員への適用） 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イ又はハに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。 2 （ 同 左 ）

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 の 2 （ 現行どおり ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ （ 現行どおり ） ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者 ハ・ニ （ 現行どおり ） 7・8 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～5 の 2 （ 省 略 ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。 イ （ 省 略 ） ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者 ハ・ニ （ 省 略 ） 7・8 （ 省 略 ）

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目 的） 第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ず	（目 的） 第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ず

改 正 案	現 行
べき具体的措置等を定めるものである。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	べき具体的措置等を定めるものである。 2 (省 略)

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について
(案)

令和 7 年 2 月 18 日

(下 線 部 分 変 更)

改 正 案	現 行
(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1 ～ 8 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1 ～ 8 (省 略)

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（苦情処理業務の実施体制） 第 2 条 個人情報相談室は、会員の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「個人情報等の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。 2 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（苦情処理業務の実施体制） 第 2 条 個人情報相談室は、会員の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「個人情報等の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。 2 （ 省 略 ）

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 （ 現行どおり ） 1の2 会員等 <u>会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。</u> 2 店頭取引 <u>会員等</u>が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、<u>会員等</u>並びに当該<u>会員等</u>が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 4・5 （ 現行どおり ） （経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘） 第3条の2 協会員は、経営権の移転等を目的として、次の各号に掲げる顧客に対して、当該各号に定める店頭有価証券（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。）の取引又は取引の媒介に係る投資勧誘を行うことができる。 1～5 （ 現行どおり ） 2～6 （ 現行どおり ） 7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として取引の媒介を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員につ	（定義） 第2条 （ 同 左 ） 1 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 2 店頭取引 <u>会員</u>が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。 3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、<u>会員</u>並びに当該<u>会員</u>が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 4・5 （ 省 略 ） （経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘） 第3条の2 （ 同 左 ） 1～5 （ 省 略 ） 2～6 （ 省 略 ） 7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として取引の媒介を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員につ

改 正 案	現 行
いて併せて報告を行うことで足りる。 8・9 (現行どおり) (店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 協会員は、店頭有価証券に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。 2・3 (現行どおり) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。 (企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘) 第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 1～4 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで	て併せて報告を行うことで足りる。 8・9 (省 略) (店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 (同 左) 2・3 (省 略) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。 (企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘) 第4条の2 (同 左) 1～4 (省 略) 2・3 (省 略) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足

改 正 案	現 行
足りる。 (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員は、店頭取扱有価証券（第2条第4号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）の募集、売出し（金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。）、私募若しくは私売出し（金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に係る投資勧誘を行うことができる。 2～6 （ 現行どおり ） 7 協会員は、第2項及び第3項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該<u>会員等</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 8 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。 (共同計算の取引) 第9条 <u>会員等</u>は、他の<u>会員等</u>又は顧客と共同計算による店頭取引（フェニックス銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。 (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第10条 <u>会員等</u>は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。 (過当の取引)	りる。 (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 （ 同 左 ） 2～6 （ 省 略 ） 7 協会員は、第2項及び第3項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該<u>会員</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。 8 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。 (共同計算の取引) 第9条 <u>会員</u>は、他の<u>会員</u>又は顧客と共同計算による店頭取引（フェニックス銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。 (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第10条 <u>会員</u>は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。 (過当の取引)

改 正 案	現 行
第 11 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。 (買あおり又は売崩し) 第 12 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。 (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。 2 (現行どおり) 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引 <u>(新株予約権 (当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)) の目的である株券 (金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に規定する有価証券に該当するものに限る。)) の売買の媒介を除く。)</u>を行ってはならない。 (会員等間の売買の制限) 第 14 条 <u>会員等</u>は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、<u>会員等間</u>の流通	第 11 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。 (買あおり又は売崩し) 第 12 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。 (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 13 条 (同 左) 2 (省 略) 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。 (会員間の売買の制限) 第 14 条 <u>会員</u>は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、<u>会員間</u>の流通を目

改 正 案	現 行
を目的とする店頭取引を行ってはならない。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等） 第 15 条 <u>会員等</u>は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により<u>会員等</u>から報告を受けた内容について定期的に公表する。 3 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、<u>会員等</u>に店頭取引の状況について報告を求めることができる。 （店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示） 第 16 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合（「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」又は「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて<u>会員等</u>名、取扱部店名（当該<u>会員等</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。 付 則 この規則は、令和 7 年●月●日から施行する。	的とする店頭取引を行ってはならない。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等） 第 15 条 <u>会員</u>は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により<u>会員</u>から報告を受けた内容について定期的に公表する。 3 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、<u>会員</u>に店頭取引の状況について報告を求めることができる。 （店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示） 第 16 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合（「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」又は「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて<u>会員</u>名、取扱部店名（当該<u>会員</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日
（下線部分変更）

改正案	現行
（特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い） 第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員又は特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）（以下「会員等」という。）からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員等又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。 付 則 この規則は、令和 7 年●月●日から施行する。	（特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い） 第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該<u>会員</u>又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1・2 （ 現行どおり ） 3 会員等 会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下同じ。）をいう。 4・5 （ 現行どおり ） （株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止） 第 3 条 会員等は、自らが運営会員（「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 4 号に規定する運営会員をいう。）となっている株主コミュニティ銘柄（同条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。）の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 （ウェブサイトにおける情報提供） 第 9 条 会員等は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。 1～17 （ 現行どおり ） 18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定又は同法第 29 条の 4 の 4 第 7 項及び第 8 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない	（定義） 第 2 条 （ 同 左 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 会員等 会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）をいう。 4・5 （ 省 略 ） （株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止） 第 3 条 会員は、自らが運営会員（「株主コミュニティに関する規則」第 2 条第 4 号に規定する運営会員をいう。）となっている株主コミュニティ銘柄（同条第 5 号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。）の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 （ウェブサイトにおける情報提供） 第 9 条 （ 同 左 ） 1～17 （ 省 略 ） 18 特定業務会員にあつては、金商法第 29 条の 4 第 1 項第 6 号イ及び同法第 46 条の 6 の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第 79 条の 27 第 1 項及び第 2 項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第 29 条の 4 の 2 第 8 項及び第 9 項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨

改 正 案	現 行
旨 19～21 (現行どおり) 2 (現行どおり) (反社会的勢力の排除) 第 19 条 特定業務会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 2 (現行どおり) (反社会的勢力でない旨の確約) 第 21 条 特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下本条、次条及び第 23 条において同じ。)は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。 (審査の実施) 第 22 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かについて審査するよう努めなければならない。 (契約の禁止) 第 23 条 特定業務会員は、前条に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約を締結してはならない。 付 則 この規則は、令和 7 年●月●日から施行する。	19～21 (省 略) 2 (省 略) (反社会的勢力の排除) 第 19 条 特定業務会員は、<u>原則として</u>、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 2 (省 略) (反社会的勢力でない旨の確約) 第 21 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。 (審査の実施) 第 22 条 (同 左) (契約の禁止) 第 23 条 (同 左)

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 （ 現行どおり ） 3 の 2 会員等 <u>会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）</u> 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員等</u>をいう。 5～8 （ 現行どおり ） （株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止） 第 3 条 <u>会員等</u>は、当該<u>会員等</u>が株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行ってはならない。 （株主コミュニティの組成） 第 4 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2 （ 現行どおり ） （共同計算の取引の禁止） 第 20 条 <u>会員等</u>は、他の<u>会員等</u>又は参加者	（定義） 第 2 条 （ 同 左 ） 1～3 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員</u>をいう。 5～8 （ 省 略 ） （株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止） 第 3 条 <u>会員</u>は、当該<u>会員</u>が株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行ってはならない。 （株主コミュニティの組成） 第 4 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2 （ 省 略 ） （共同計算の取引の禁止） 第 20 条 <u>会員</u>は、他の<u>会員</u>又は参加者と共

改 正 案	現 行
と共同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。 (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 21 条 <u>会員等</u>は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。 (過当の取引の禁止) 第 22 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。 (買あおり又は売崩しの禁止) 第 23 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。 (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 <u>会員等</u>は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。 2 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 <u>会員等</u>は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引（<u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）</u>）を行ってはならない。	同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。 (不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 21 条 <u>会員</u>は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。 (過当の取引の禁止) 第 22 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。 (買あおり又は売崩しの禁止) 第 23 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。 (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 <u>会員</u>は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。 2 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。 3 <u>会員</u>は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引を行ってはならない。

改 正 案	現 行
(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例) 第 32 条 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員等</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。 1 当該株主コミュニティ銘柄に係る一の運営会員から、当該株主コミュニティ銘柄を取り扱うことについて承諾を得ること。 2 当該売付けに係る投資勧誘は、前号の承諾を行った運営会員に対して売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この章において「取次ぎ等」という。）を行うことを条件とするものであること。 2 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員等</u>（以下この章において「取次ぎ等会員」という。）に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。 3 (現行どおり) 付 則 この規則は、令和 7 年●月●日から施行する。	(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例) 第 32 条 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。 1 (同 左) 2 (同 左) 2 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員</u>（以下この章において「取次ぎ等会員」という。）に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。 3 (省 略)

**「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の
一部改正について（案）**

令和 7 年 2 月 18 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目 的） 第 1 条 この規則は、<u>会員等</u>が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定 義） 第 2 条 （ 現行どおり ） 1～11 （ 現行どおり ） 12 登録 PTS 銘柄 非上場有価証券のうち、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券であって、<u>会員等</u>が自ら開設する登録 PTS における取引の対象とするものをいう。 13・14 （ 現行どおり ） 15 登録 PTS 運営業務 <u>会員等</u>が自ら開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 16 登録 PTS 取引業務 協会員が他の<u>会員等</u>の開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。 17 登録 PTS 運営会員 登録 PTS 運営業務を行う<u>会員等</u>をいう。 18～21 （ 現行どおり ） 22 <u>会員等</u> <u>会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。</u>	（目 的） 第 1 条 この規則は、<u>会員</u>が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。 （定 義） 第 2 条 （ 省 略 ） 1～11 （ 省 略 ） 12 登録 PTS 銘柄 非上場有価証券のうち、金商法第 30 条第 1 項各号に掲げる有価証券であって、<u>会員</u>が自ら開設する登録 PTS における取引の対象とするものをいう。 13・14 （ 省 略 ） 15 登録 PTS 運営業務 <u>会員</u>が自ら開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 16 登録 PTS 取引業務 協会員が他の<u>会員</u>の開設する登録 PTS において登録 PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。 17 登録 PTS 運営会員 登録 PTS 運営業務を行う<u>会員</u>をいう。 18～21 （ 省 略 ） （ 新 設 ）
付 則	

改 正 案	現 行
この改正は、令和7年●月●日から施行する。	

「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 2 月 18 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目 的） 第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあっては、定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務、特別会員にあっては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。 付 則 この改正は、令和 7 年●月●日から施行する。	（目 的） 第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあっては、定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務、特別会員にあっては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の 一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年2月18日
日本証券業協会

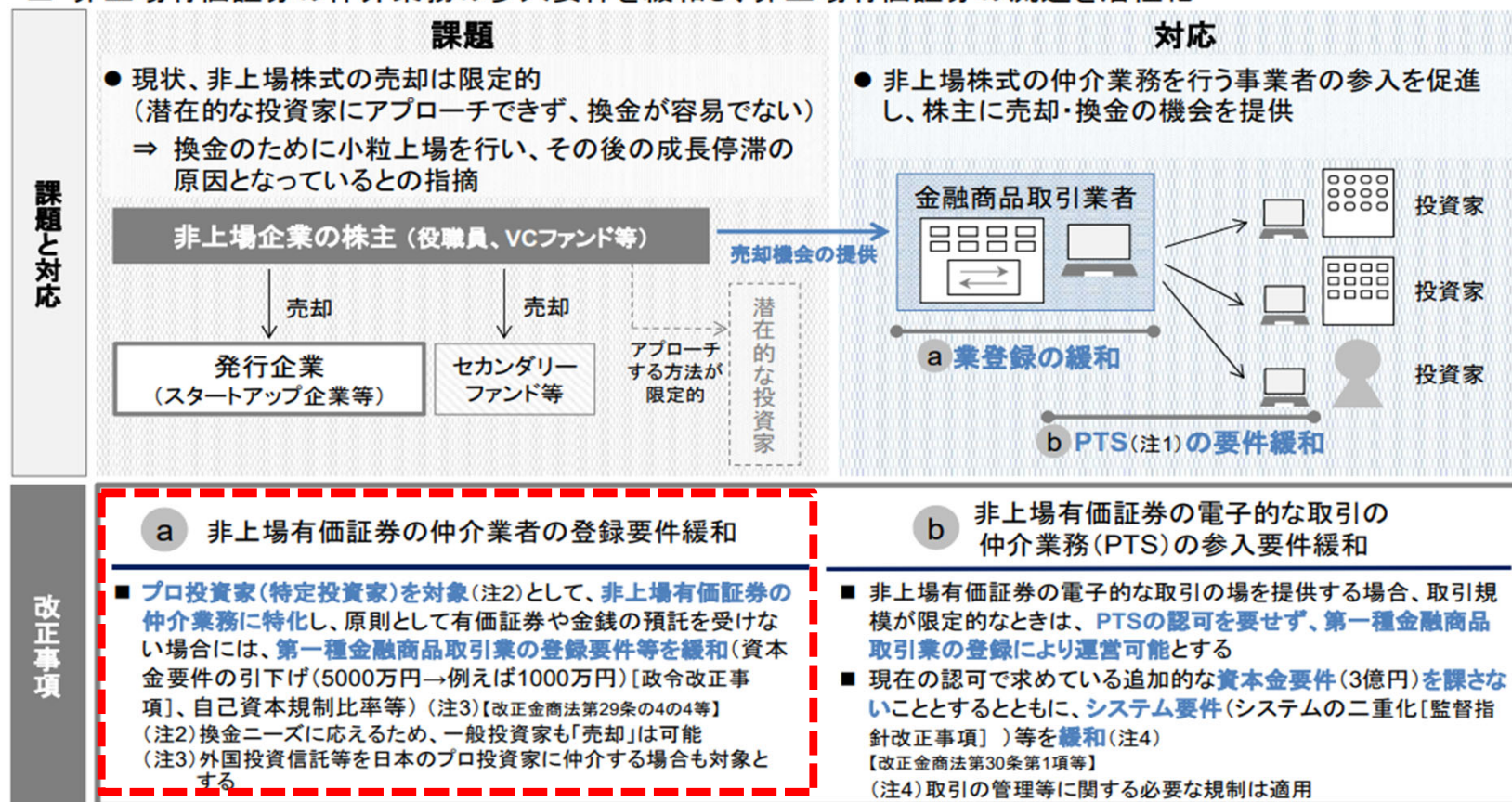
I. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び 本協会定款改正の概要

II. 金商法改正及び本協会定款改正を受けた自主規制規則等 の改正について

1. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正の概要

- 金融審議会（市場制度WG・資産運用TF）において、非上場有価証券の流通市場を活性化し、スタートアップの持続的な成長に繋げる観点から、非上場有価証券のプライマリー取引・セカンダリー取引の仲介業務に特化した第一種金融商品取引業者について、登録要件等を緩和する制度の導入が提言された

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化



(出所) 金融庁ホームページ 第213回国会における金融庁関連法律案 説明資料より抜粋 (※赤枠は事務局にて追加)
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/index.html>

1. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正の概要

- 金融審議会の提言を受けた令和6年金商法改正（令和6年5月22日公布、1年以内施行）において、特定投資家等を対象に非上場有価証券の売買の媒介等を業として行う行為が「非上場有価証券特例仲介等業務」と定義され、当該業務のみを行う第一種金融商品取引業者は「非上場有価証券特例仲介等業者」と定義された

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律
（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）

第29条の4の4

- 7 第3項から前項までの「非上場有価証券特例仲介等業者」とは、登録申請書に非上場有価証券特例仲介等業務に該当する旨を記載して第29条の登録又は第31条第4項の変更登録を受けた者（第30条第1項の認可を受けた者を除く。）をいう。
- 8 第1項、第2項及び前2項の「非上場有価証券特例仲介等業務」とは、第一種金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。）に係る次に掲げる行為
 - イ 売付けの媒介又は第2条第8項第9号に掲げる行為（一般投資家（特定投資家等、当該有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この号において同じ。）を相手方として行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。）
 - ロ 買付けの媒介（一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家を相手方として行うものを除く。）
 - 二 前号に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受けること（同号に掲げる行為による取引の決済のために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないものに限る。）。

1. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正の概要



金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（2025年1月17日）

（非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券）

第15条の10の4 法第29条の4の4第8項第1号に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とする。

（非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間）

第15条の10の5 法第29条の4の4第8項第2号に規定する政令で定める期間は、顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から1週間とする。

金融商品取引業等に関する内閣府令（案）（2025年1月17日）

（一般投資家に含まれない者）

第16条の3 法第29条の4の4第8項第1号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人（以下この条において「特定役員等」という。）又は当該特定役員等の被支配法人等（当該発行者を除く。）
- 二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の50を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項又は第148条第1項（これらの規定を同法第228条第1項、第235条第1項、第239条第1項及び第276条（第2号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する会社（前号に掲げる者を除く。）
- 2 特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の100分の50を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人等とみなして、前項第1号及びこの項の規定を適用する。
- 3 第1項第1号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の100分の50を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

1. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正の概要

- 前述の金商法改正に際し、非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促すため、非上場有価証券特例仲介等業者については、同業務に特化し、原則として有価証券や金銭の預託を受けないことを前提に、第一種金融商品取引業に係る登録要件（最低資本金、自己資本規制比率、兼業規制、金融商品取引責任準備金）等を緩和することとされた

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律
（非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例）

第29条の4の4

- 2 第29条の4第1項第5号ハ及び第6号イの規定（これらの規定を第31条第5項において準用する場合を含む。）は、前項の場合又は第31条第4項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における非上場有価証券特例仲介等業務については、適用しない。
- 3 非上場有価証券特例仲介等業者（投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。）は、第35条第3項の規定にかかわらず、同条第2項各号に掲げる業務を行うこととなった旨を内閣総理大臣に届け出ることを要しない。
- 4 非上場有価証券特例仲介等業者は、金融商品取引業並びに第35条第1項及び第2項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には、同条第4項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を受けることを要しない。
- 5 第46条の5及び第46条の6の規定は、非上場有価証券特例仲介等業者については、適用しない。

※ 最低資本金は政令事項（次頁）

1. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正の概要



金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（2025年1月17日）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

第15条の7 法第29条の4第1項第4号イ（法第31条第5項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一～二の二 （省略）

三 第一種金融商品取引業（第一種少額電子募集取扱業務（法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）及び非上場有価証券特例仲介等業務（法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券仲介特例等業務をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（前3号に掲げる場合を除く。） 5千万円

四・五 （省略）

六 第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。） 1千万円

七・八 （省略）

2 （省略）

<参考> 金商業者の登録要件等比較表

	第一種 金融商品取引業	第一種少額電子 募集取扱業務	非上場有価証券 特例仲介等業務	第二種 金融商品取引業	第二種少額電子 募集取扱業務
最低資本金等	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
自己資本規制 比率	120%以上	不適用	不適用	不適用	不適用
金融商品取引 責任準備金	適用	不適用	不適用	不適用	不適用
人的構成要件	あり（金商業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること）				
投資者保護基 金の加入義務	あり	なし	なし	なし	なし
兼業規制	適用	不適用	不適用	不適用	不適用
<参考：各業務で扱える取引等の概要>					
対象投資家	限定無し	限定無し	プロ投資家 （特定投資家、 発行会社の親会社、役職員）	限定無し	限定無し
対象取引	限定無し	募集・私募の取扱い （原則ネットのみ）	売買の媒介 募集・売出し等の取扱い	限定無し	募集・私募の取扱い （原則ネットのみ）
預託の可否	可	金銭のみ可 （取引関連に限る）	金銭のみ可（取引関連に限る、 預託期間は1週間以内）	金銭のみ可 （一定要件あり）	金銭のみ可 （一定要件あり）

2. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する本協会 定款改正の概要



- 本協会では、「非上場有価証券特例仲介等業務」は第一種金融商品取引業に該当すること、及び、「非上場有価証券特例仲介等業者」に係る登録要件等が緩和されていることを踏まえ、非上場有価証券特例仲介等業者を定款上の「特定業務会員」と位置づけ、特定業務会員の対象業務に非上場有価証券特例仲介等業務を追加する定款改正を行った（2025年2月10日）

協会員区分	業登録	主な事業者
会員	第一種金商業者	証券会社 等
特別会員	登録金融機関	銀行 等
特定業務会員	第一種金商業者	特定店頭デリバティブ取引業者（電子取引基盤運営業者）
		株式投資型クラウドファンディング業者
		商品関連市場デリバティブ取引の取次専業業者
		非上場有価証券特例仲介等業者（新設）

2. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する本協会 定款改正の概要



(参考) 定款改正新旧表

新	旧
(協会の要件)	(協会の要件)
第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	第5条 (同 左)
1 (現行どおり)	1 (省 略)
2 特定業務会員	2 (同 左)
金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者	
イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務	イ (同 左)
ロ 金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務(同項第1号に掲げる有価証券に係る業務に限る。)	ロ (同 左)
ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務	ハ (同 左)
<u>ニ 金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務</u>	(新 設)
3 (現行どおり)	3 (省 略)

- 特定業務会員の業務として「金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務」を追加

I. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び
本協会定款改正の概要

**II. 金商法改正及び本協会定款改正を受けた自主規制規則等
の改正について**

1. 改正を要する自主規制規則等

- 本協会では、非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び本協会定款改正を受け、以下の3点について自主規制規則等の改正を行うこととした。
- (1) 特定業務会員の範囲に非上場有価証券特例仲介等業務を行う第一種金融商品取引業者を追加したことに伴う改正 (定款改正のハネ改正)
- ・ 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
 - ・ 顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則
 - ・ 協会員の内部管理責任者等に関する規則
 - ・ 有価証券関連業経理の統一に関する規則
 - ・ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
 - ・ 協会員の従業員に関する規則
 - ・ 個人情報保護に関する指針
 - ・ 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
 - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則
 - ・ 店頭有価証券に関する規則
 - ・ 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
 - ・ 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
 - ・ 株主コミュニティに関する規則
 - ・ 私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
 - ・ 協会員間の紛争の調停に関する規則
- (2) 非上場有価証券特例仲介等業者による新たなサービスの導入に係る未発行店頭有価証券の取引規制の緩和
- ・ 店頭有価証券に関する規則
 - ・ 株主コミュニティに関する規則
- (3) 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正
- ・ 協会員の内部管理責任者等に関する規則

➤ 前頁（１）の定款改正のハネ改正の具体的な内容は、主に以下の３点

- ① 規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に「定款第５条第２号二に掲げる業務」を追加する改正
- ② 新たに「会員等」を定義し「定款第５条第２号二に掲げる業務を行う特定業務会員」を含める改正
- ③ その他の改正
 - ・ 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」中の反社会的勢力の排除に関する一部の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第５条第２号ロに掲げる業務のみを行う者に限ることとする

※ 改正を行わない規則等についても、対象が「協会員」や「（対象業務を限定しない）特定業務会員」となっている条項については、定款改正に伴い、非上場有価証券特例仲介等業者（非上場有価証券特例仲介等業務）に適用されることになる

2. 定款改正のハネ改正

【具体的な改正内容】

① 規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に「定款第5条第2号二に掲げる業務」を追加する改正

- ・ 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
- ・ 顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則
- ・ 協会員の内部管理責任者等に関する規則
- ・ 有価証券関連業経理の統一に関する規則
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
- ・ 協会員の従業員に関する規則
- ・ 個人情報の保護に関する指針
- ・ 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則
- ・ 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
- ・ 協会員間の紛争の調停に関する規則

(例) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」改正案新旧表

改 正 案	現 行
(目 的) 第1条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条の2の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第5条第2号 <u>イからニまで</u> ）に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。	(目 的) 第1条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第33条の2の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第5条第2号 <u>イ、ロ又はハ</u> ）に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。

2. 定款改正のハネ改正

② 新たに「会員等」を定義し「定款第5条第2号二に掲げる業務を行う特定業務会員」を含める改正

- ・ 店頭有価証券に関する規則
- ・ 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
- ・ 株主コミュニティに関する規則
- ・ 私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則

(例) 「店頭有価証券に関する規則」改正案新旧表

改 正 案	現 行
(定 義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 <u>1の2 会員等</u> <u>会員及び特定業務会員（定款第5条第2号二に掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。</u> 2 店頭取引 <u>会員等</u> が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。	(定 義) 第2条 (同 左) (新 設) 2 店頭取引 <u>会員</u> が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。

(例) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」改正案新旧表

改 正 案	現 行
(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第20条 特別会員が、取扱協会員である会員 <u>又は特定業務会員（定款第5条第2号二に掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）（以下「会員等」という。）</u> からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該 <u>会員等</u> 又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条又は第11条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。	(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第20条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該 <u>会員</u> 又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条又は第11条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。

2. 定款改正のハネ改正

③ その他の改正

- 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」中の反社会的勢力の排除に関する一部の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う者に限ることとする

- 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

改 正 案	現 行
(反社会的勢力でない旨の確約) 第21条 特定業務会員(定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下本条、次条及び第23条において同じ。)は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。	(反社会的勢力でない旨の確約) 第21条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。

(参考) 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」改正案新旧表

改 正 案	現 行
(特定業務会員への適用) 第14条 本規則(第7条第2項、第3項及び第6項を除く。)の規定は、特定業務会員(定款第5条第2号イ、ハ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。)について準用する。この場合において、第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第7条第5項中「、第2項、第4項又は次項」とあるのは、「又は第4項」と、第8条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項」と、第8条第2項中「前条第4項、第5項又は第6項」とあるのは「前条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。 2 特定業務会員(定款第5条第2号ロに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。)に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規定は、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に定めるところによるものとする。	(特定業務会員への適用) 第14条 本規則(第7条第2項、第3項及び第6項を除く。)の規定は、特定業務会員(定款第5条第2号イ又はハに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。)について準用する。この場合において、第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第7条第5項中「、第2項、第4項又は次項」とあるのは、「又は第4項」と、第8条第1項中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項」と、第8条第2項中「前条第4項、第5項又は第6項」とあるのは「前条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。 2 (同 左)

3. 未発行店頭有価証券の取引規制の緩和

① 非上場有価証券特例仲介等業の登録予定社からの要望（発行日取引規制の除外）

今般措置される非上場有価証券特例仲介等業にて、「非上場会社の役職員がストック・オプション（S0）の権利行使により取得する非上場株式のセカンダリー取引」に関するサービスを提供することを企図している社から、「当該サービスの実現にあたって、以下の理由から「S0の権利行使（発行）前の約定について発行日取引の対象外」とする措置を講じてほしい」という要望が寄せられている。

【要望の背景】

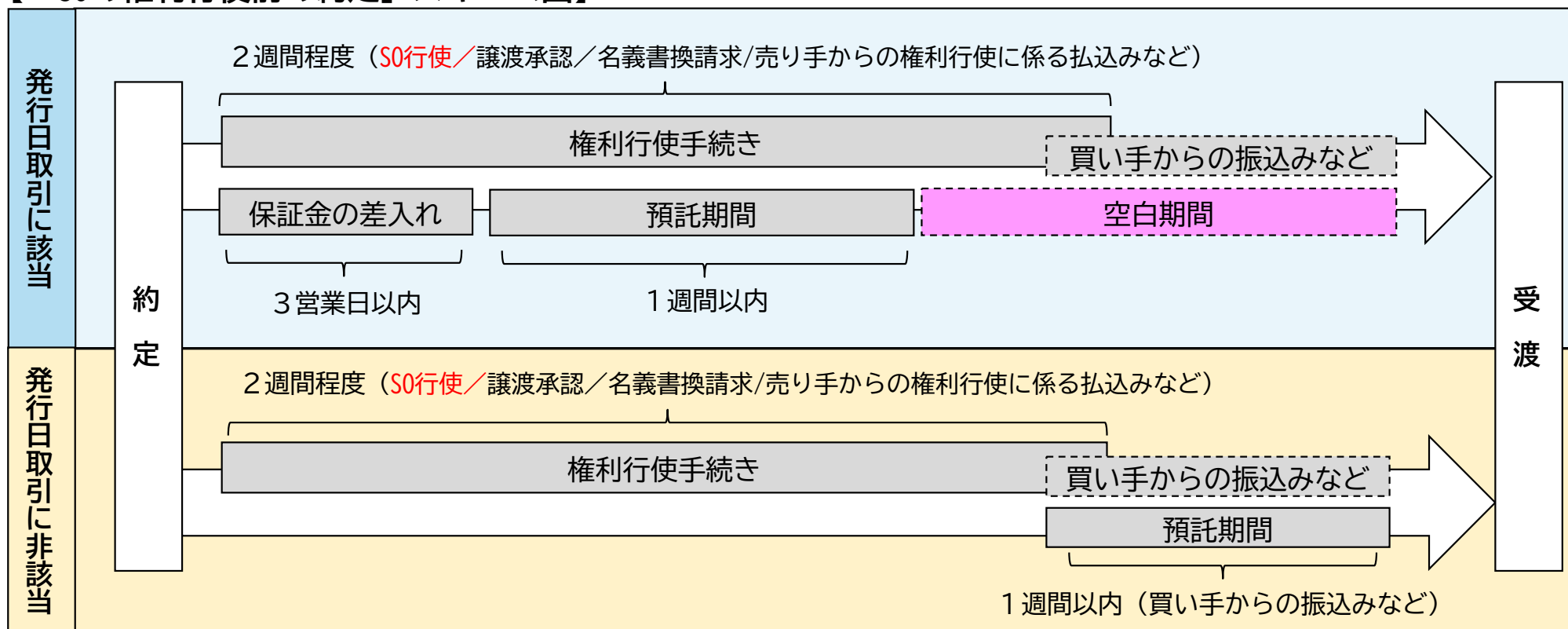
- ・現状、非上場会社の役職員がストック・オプション（S0）を権利行使する場合、権利行使価額の払込みのために金銭の準備が必要であるが、創業間もないスタートアップ企業の役職員については、給与の一部をS0で受け取っていることもあり、当該金銭の確保が困難（上場時まで権利行使しないケースが多い）。
- ・一方で、米国では、スタートアップ企業の役職員によるS0で取得した株式の売却が非上場株式の流動性供給に一定程度寄与しており、日本でもセカンダリー市場の活性化にはこれを実現することが重要。また、本件は、非上場のままの成長のインフラ整備（役職員のS0の換金のための上場（小粒上場）回避）にも寄与する。
- ・上記を実現するためには、S0で取得した非上場株式の換金の場合だけでなく、「非上場会社の役職員が安心してS0の権利行使をすることができる環境」を整備するため、「権利行使前に約定させる」など、権利行使前の換金の可能性を担保した形でのサービスの提供を検討
- ・しかしながら、上記対応は金商法上の「発行日取引」に該当し、買付者から約定から3営業日以内に「委託証拠金の預託」を受けなければならないが、非上場有価証券特例仲介等業者に認められた預託期間は1週間であり、非上場有価証券の受渡まで2・3週間要することを踏まえると、本サービスの提供が困難となっている。（次頁参照）
- ・また、日本証券業協会の「店頭規則」や「株主コミュニティ規則」では、「未発行の店頭有価証券の店頭取引」を禁止しており、当該規定も支障となっている。

3. 未発行店頭有価証券の取引規制の緩和

(参考) スキームの課題及び法令改正の方向性

- ・ 現行法令において「S0の権利行使前の約定」スキーム（下図参照）は「発行日取引」に該当する可能性があり、該当する場合、取引から3営業日以内に買付顧客より保証金の受入れや分別管理が必要となる。
- ・ 一方で、改正案において、非上場有価証券特例仲介業が行える預託は「1週間」とされており、顧客から受け入れた金銭を1週間以内に解消する必要があるところ、約定から権利行使手続きまで2週間程度、権利行使手続きから受渡まで1週間程度と約定から受渡までで3週間程度要することから対応が困難
- ・ そのため、今回の保証金府令改正案においては、発行日取引に関する保証金規制について、本件スキームを妨げるまでの趣旨は無いとし、次頁②の改正を行う方向性が示されている。

【「S0の権利行使前の約定」スキーム図】



3. 未発行店頭有価証券の取引規制の緩和

② 発行日取引に係る保証金府令改正（発行日取引規制の除外）の概要

以下の全てを満たす取引について、「発行日取引」の定義から除外する

- イ. 新株予約権の目的となる株式の売買の媒介であること
- ロ. 非上場株式が対象であること
- ハ. 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していることを満たすもの

「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」の一部改正案
【パブリックコメント募集中（募集期間：2025年1月17日（金）～2月16日（日））】

改 正 案	現 行
(定義) 第1条 (現行どおり) 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引（新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株式（法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）であって、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもって受渡しをするものをいう。 3・4 (現行どおり)	(定義) 第1条 (省 略) 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であって、当該有価証券の発行日（当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。）から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもって受渡しをするものをいう。 3・4 (省 略)

③ 本協会規則改正の必要性について

- ・店頭規則第13条第3項及び株主コミュニティ規則第24条第3項では、未発行の店頭有価証券・株主コミュニティ銘柄の取引を禁止する規定が存在し、文理解釈上、「S0の権利行使前の約定」スキームは当該規定に抵触する。
- ・当該規定については、過去の未発行証券の権利株の投機的な売買が膨らんだことへの対応であり、未発行有価証券の投機的な取引を抑制するという趣旨は「発行日取引規制」と同様と考えられる。
- ・ついては、法令改正の内容も踏まえ、保証金府令改正案に定める要件（前頁②）を満たすものは、店頭規則第13条第3項及び株主コミュニティ規則第24条第3項の規定から除外する規則改正を行うこととする。（次頁参照）

3. 未発行店頭有価証券の取引規制の緩和

改 正 案	現 行
【店頭有価証券に関する規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 13 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引（<u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）を行ってはならない。</u>	【店頭有価証券に関する規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 13 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。
【株主コミュニティに関する規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 24 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引（<u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）を行ってはならない。</u>	【株主コミュニティに関する規則】 （成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止） 第 24 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。

4. 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正



○ 改正の概要

非上場有価証券特例仲介等業務の内部管理に従事する者等に求める資格を取扱商品に対応したものとするとともに、特定業務会員における第一種少額電子募集取扱業務の内部管理に従事する者等についても同様の措置を講じるため、「協会の内部管理責任者等に関する規則」を一部改正することとする。

- 現行、特定業務会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件は、会員内部管理責任者資格試験等の合格者に加え、特別会員内部管理責任者資格試験の合格者も認める規定となっている。
- ⇒ 株式等を取り扱う特定業務会員（第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務）の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験等の合格者に限ることとする。
- 現行、特定業務会員の内部管理部门の管理職者について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に加え、特別会員内部管理責任者資格試験の合格者に内部管理部门の管理職者の職務を行わせることを認める規定となっている。
- ⇒ 特定業務会員における株式等を取り扱う業務に関する内部管理部门の管理職者については、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。

4. 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正

○（現行）「協会の内部管理責任者等に関する規則」上の取扱い（原則）

	特定業務会員	
	株式等取扱いなし※1	株式取扱いあり※2
内部管理統括補助責任者（第6条）	会員内管資格又は 特別会員内管資格	会員内管資格又は 特別会員内管資格
内部管理部門の管理職者（第7条）		
営業責任者（第11条）		
内部管理責任者（第14条）		

○（改正案）「協会の内部管理責任者等に関する規則」上の取扱い（原則）

	特定業務会員	
	株式等取扱いなし※1	株式取扱いあり※3
内部管理統括補助責任者（第6条）	会員内管資格又は 特別会員内管資格	会員内管資格
内部管理部門の管理職者（第7条）		
営業責任者（第11条）		
内部管理責任者（第14条）		

※1 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務

※2 第一種少額電子募集取扱業務

※3 第一種少額電子募集取扱業務及び非上場有価証券特例仲介等業務

4. 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正

改 正 案	現 行
(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務) 第6条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）<u>（定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験）</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 (現行どおり)	(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務) 第6条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 (省 略)
(内部管理部门の管理職者等の資格取得) 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部门に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務に関する内部管理部门の管理職者にあつては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）でなければ、その職務を行わせてはならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。<u>以下本項において同じ。</u>）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあつては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>）となるよう努めるものとする。	(内部管理部门の管理職者等の資格取得) 第7条 協会員は、細則に定める内部管理部门に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。 2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員<u>及び</u>特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）となるよう努めるものとする。

4. 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正

改 正 案	現 行
(営業責任者の資格要件) 第11条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験(定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、<u>会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験</u>)の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 (現行どおり)	(営業責任者の資格要件) 第11条 (省 略) 2 (省 略) 3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 (省 略)
(内部管理責任者の資格要件) 第14条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験(定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、<u>会員内部管理責任者資格試験</u>)の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 (現行どおり)	(内部管理責任者の資格要件) 第14条 (省 略) 2 (省 略) 3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 (省 略)
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	

5. スケジュール

➤ パブリックコメントの募集期間

2025年2月18日（火）～3月19日（水）

➤ 今後のスケジュール

2025年 2月上旬	自主規制企画分科会（2月13日）・エクイティ分科会（2月12日）・公社債分科会（持回り）において各分科会の所管規則の改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
2月18日（火）	自主規制会議で規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
～3月19日（水）	パブリックコメント募集期間
4月上旬	自主規制企画分科会・エクイティ分科会・公社債分科会において各分科会の所管規則の改正案について審議
4月15日（火）	自主規制会議で規則改正案について審議
令和6年金商法改正の施行日 （本協会定款改正の施行日）	改正規則の施行

※ パブリックコメントにおいて、規則改正案の内容に変更を要する意見がなかった場合などは、各分科会及び自主規制会議において改めての審議は行わず、各委員長及び議長の一任により規則改正を行う。

➤ 施行日

（1）から（3）の改正のいずれも、令和6年金商法改正の施行日から施行

※ 公布日（2024年5月22日）から起算して1年以内の政令で指定する日